

京情審答申第96号
平成25年6月24日

京都府収用委員会
会長 田中 彰寿 様

京都府情報公開審査会
会長 山本 克己

公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成24年6月20日付け4京収第69号の5で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が部分公開とした判断は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成23年12月12日、異議申立人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府収用委員会会長（以下「実施機関」という。）に対し、平成19年3月15日付け9京収第55号の「京都府収用委員会会長あて文書について」の写しを内容とする公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件請求に対応する公文書として、平成19年3月15日付け9京収第55号の「京都府収用委員会会長あて文書について」の写し（以下「本件公文書」という。）を特定するとともに、平成23年12月14日、条例第10条第1項の規定により公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、異議申立人に公文書部分公開決定通知書を送付した。
- 3 平成24年2月7日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成24年6月20日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件申立てに対する決定について諮問した。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

個人の氏名が、全て公開されなければ、異議申立人が提出した原本の存在を確認することができない。

第5 実施機関の説明の要旨

- 1 条例第6条第1号の該当性について

本件公文書中に記載の個人の氏名は、個人に関する情報であって、個人が特定され得るもののうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると考えられるので、条例第6条第1号に該当する。

2 過去の答申について

異議申立人は、京都府知事が異議申立人に対して行った平成23年11月18日付けの公文書部分公開決定について、個人の氏名及び住所、測量士登録番号及び氏名並びに個人印の印影を非公開とした処分の取消しを求める異議申立てを行った。

これに関して京都府知事は、審査会に諮問し、平成24年10月9日付け京情審答申第81号で異議申立ての理由がなく、実施機関が部分公開とした判断は、妥当である旨の答申を受けている。

第6 審査会の判断理由

1 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

異議申立人は、実施機関が条例第6条第1号に規定する非公開情報に該当するとして非公開とした本件処分は妥当でない旨主張していることから、これについて検討し、判断することとする。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、平成19年3月15日付け9京収第55号の「京都府収用委員会会長あて文書について」の施行文の写しである。

(2) 条例第6条第1号について

条例第6条第1号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを保護するため、個人が特定され得る情報のうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものについて、それが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

(3) 条例第6条第1号該当性について

個人の氏名は、個人に関する情報であって、個人が特定され得るもののうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であるものと考えられるので、条例第6条第1号に該当する。

2 結 論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(別紙)

用地あっせん案件事案⑨における、非公開部分一覧

文書名	非公開部分
平成19年3月15日付け9京収第55号 「京都府収用委員会会長あて文書」の写し	個人の氏名

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 6月20日	諮問書の受理
平成24年11月13日	実施機関の理由説明書の受理
平成24年11月15日	異議申立人の意見書の受理
平成25年 3月 8日	第1回審査会
平成25年 4月26日	第2回審査会
平成25年 5月17日	第3回審査会
平成25年 6月21日	答 申